

## 質 問 回 答

業務名 岡山市新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務委託

番号	質問内容	質問回答
1	<p>【業務の完了定義と工程について】 「処分の完了」の定義について：第3項の完了期限（令和9年3月31日）は、第7項にある通り、マニフェスト（E票：最終処分終了報告）等の全ての書類が揃い、市へ報告を完了させるまでの期限という認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>本業務においては、対象となる残置物品の全撤去を本市が確認後、本業務受注者がマニフェストD票及び買取証明書等の残置物品の処分方法が確認できる書類に併せて、完了通知書を本市に提出し、本市による検査合格をもって業務の完了とします。 本業務では、マニフェストE票は令和9年4月1日以降の提出でも問題ありません。</p>
2	<p>【業務の完了定義と工程について】 搬出順序と同時並行の可否について：対象4施設における搬出は、一箇所ずつ順次完了させる計画でしょうか。あるいは複数箇所での同時並行を想定されていますか。人員および車両配置に直結するため、現時点での想定をご教示ください。</p>	<p>現時点では、一箇所ずつ順次完了させる想定です。 ただし、仕様書「10. 留意事項（10）」に記載しているとおり、本業務受注者は、「対象物品の搬出作業に当たっては、本市及び移転業務受注者と作業スケジュール、搬送ルートとの協議を行う」としています。 協議の結果によっては、複数箇所から同時に搬出する可能性があります。</p>
3	<p>【業務の完了定義と工程について】 旧庁舎等の駐車場利用について：履行期間中、搬出等の一時的な使用は可能だが一定期間の占有は不可とされている駐車場の「具体的な位置」をご教授ください。</p>	<p>仕様書「10. 留意事項（1）」に記載している「一定期間、占有しての使用はできないとする駐車場」は、旧庁舎等の対象施設の敷地内にある駐車場全体のことで、具体的には岡山市役所本庁舎構内駐車場、分庁舎駐車場及び保健福祉会館駐車場（おもいやり駐車場）のことであり、位置等については本市のホームページをご確認ください。 また、K S B会館の駐車場も同様に占有はできません。</p>
4	<p>【業務の完了定義と工程について】 作業遅延に伴う待機費用の扱い：第4項の搬出作業に対し、移転業務受注者側の作業遅延等により、本業務の運搬車両に長時間の待機が発生した場合、待機費用の補填や履行期間の延長について協議は可能でしょうか。</p>	<p>1日あたり200㎡を搬出する想定で作業を行う見込みですが、大きく想定を下回るようであれば、履行期間の延長について協議を行うことは可能です。また、最終的な委託料を決める際の協議の中で金額の協議を行うことも可能です。</p>
5	<p>【対象物品とコスト算出の境界について】 家電リサイクル費用の内訳：「処分に関する費用は本業務に含む」とありますが、これには法定の「再商品化料金（リサイクル料金）」および「指定引取場所までの収集運搬料金」のすべてを受注者の見積額に含めるという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>【対象物品とコスト算出の境界について】 増額精算の具体的基準：「真にやむを得ない理由により増額が必要な場合は協議」とありますが、具体的な数値基準があればご教示ください。</p>	<p>具体的な数値基準はありません。 真にやむを得ない理由とは、岡山市の他の施設などへの転用等が想定よりも大量にあり、リサイクル及びリユースの金額が大幅に減少した等を想定しています。</p>
7	<p>【対象物品とコスト算出の境界について】 支払い方法等について：仕様書内にて金属くずにリサイクルした量及び金額が確認できる計量証明書、リユースした量及び金額が分かる買取証明書の提出に基づいて協議を行うとありますが、内訳5項の控除（リサイクル・リユース）の金額と実績の控除金額が異なる場合、請求金額もその金額に応じて変更する認識でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、仕様書「8. 支払い方法等」に記載のとおり、「精算するにあたって、リユース及びリサイクルの趣旨から増額は認めないが、真にやむを得ない理由により増額が必要な場合は、本市と協議の上、その取り扱いを決めることとする。」とします。</p>

## 質 問 回 答

業務名 岡山市新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務委託

番号	質問内容	質問回答
8	<p>【他受注者との作業分担と責任】</p> <p>「車上渡し」の物理的範囲：移転業務受注者が行う「車上渡し」とは、物品を「本業務受注者が用意した車両の荷台の上」まで載せる作業を含むという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、あくまで残置物品を荷台に載せるところまでが移転業務受注者の作業範囲であり、荷台に載せられた残置物品の荷台上での移動や残置物品の積み重ね等の作業は本業務受注者で実施してください。</p>
9	<p>【他受注者との作業分担と責任】</p> <p>分別の協力依頼：計量証明書（リサイクル量）の作成にあたり、移転業者が車両へ積み込む際に「リサイクル可能な物品」と「不可な物品」をあらかじめ分別していただくよう、市から指示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書「6. 業務内容（5）事前打ち合わせ」に記載のとおり、本業務受注者は、本市とともに「事前に移転業務受注者も含めて打ち合わせを行うこと」としています。</p> <p>事前打ち合わせの中で協議することは可能です。</p>
10	<p>【アスベスト調査および改修・許可要件】</p> <p>調査及び解体作業負担の根拠と妥当性：本業務は「残置物品の廃棄」を主目的とするものであり、建物の解体工事ではありません。搬出の付随作業として発生する壁等の解体に伴うアスベスト調査及び解体費用が「受注者負担」とされていますが、過去の同種業務や一般的な委託業務の通例では、こうした費用は発注者側で実施済み、あるいは別途精算対象となるのが通常であり、受注者負担とされるケースは極めて異例です。</p> <p>今回、あえて受注者負担とされている背景・経緯をご教示ください。また、未確定のリスク費用を見積もることは適正な価格形成を阻害する恐れがあると考えますが、市側の見解を伺います。</p>	<p>本市としても、本業務は「残置物品の廃棄等」を主目的とするものと考えています。</p> <p>その上で、大型什器等の残置物品の搬出についても、残置物品を分解等することによって扉や壁等を撤去せずに搬出することを想定しています。</p> <p>ただし、搬出作業の効率などを考えて、本業務受注者側の都合で扉や壁等を撤去すると判断した場合は、アスベストに関する費用は本業務受注者の負担ですること、と考えています。</p>
11	<p>【アスベスト調査および改修・許可要件】</p> <p>壁等の解体・処分の責任範囲について：搬出作業に伴い、壁等の解体・撤去が必要となった場合、その「解体作業自体」および「発生した廃材の処分」は本業務の範囲に含まれるのでしょうか。範囲内である場合、以下の2点について市の見解をご教示ください。</p> <p>1. 追加費用の発生：アスベスト調査の結果、「石綿含有」が判明した場合、通常の解体とは異なる「特別な飛散防止対策」や「高額な処分費用」が発生します。これらは当初の委託料とは別に、追加費用として協議可能という認識で相違ないでしょうか。</p> <p>2. 建設業許可の整合性：壁等の解体を行うには「建設業の許可」が必要となる場合があります。本入札の参加資格に建設業許可が含まれていない点と整合性をどう図るべきか、市の考えをご教示ください。</p>	<p>1：NO.10の回答のとおりです。</p> <p>2：本市としても、本業務は「残置物品の廃棄等」を主目的とするものと考えているため、入札に参加する者に必要な資格に建設業許可を入れていません。</p>
12	<p>【アスベスト調査および改修・許可要件】</p> <p>既存データの提供：市側で既に実施済みの「アスベスト含有調査結果」や「建材の設計図書」がある場合、そのデータの提供をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>資料を提供することは可能です。</p> <p>ただし、紙媒体の資料しかありませんので、必要であれば、事前連絡（庁舎管理課電話番号 086-803-1152）をした上で、岡山市役所本庁舎4階の庁舎管理課までお越しください。</p>
13	<p>【アスベスト調査および改修・許可要件】</p> <p>産業廃棄物の種類と収集運搬許可について：本業務において、契約書上の産業廃棄物の種類（品目）は何を想定されていますか。</p>	<p>対象物品は、仕様書「5. 対象物品（予定）」の記載のとおりであり、産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずを想定しています。</p>

## 質 問 回 答

業務名 岡山市新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務委託

番号	質問内容	質問回答
14	<p>【アスベスト調査および改修・許可要件】</p> <p>産業廃棄物の種類と収集運搬許可について：参加資格に「産業廃棄物収集運搬業の許可」とありますが、その種類（品目）までは記載がございません。契約品目に含まれず、かつ受注者が許可を有していない種類の産廃が発生した場合、どのように想定されていますか。</p>	<p>契約品目に含まれず、かつ本業務受注者が許可を有していない種類の産業廃棄物が発生した場合は、本業務以外で対応する想定です。</p>
15	<p>【アスベスト調査および改修・許可要件】</p> <p>産業廃棄物の種類と収集運搬許可について：受注者が許可を有していない種類（液体・電池・水銀等）の産廃が発生した場合は処理ができませんが、その場合は受託不可（引取不可）としてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
16	<p>【執行体制・再委託・警備員】</p> <p>再委託の承諾範囲：「資本関係のあるグループ会社」や、車両確保のための「外部協力会社（運送業者）」への再委託は、事前の申請により認められますでしょうか。</p>	<p>仕様書「9. 再委託の禁止」に記載のとおり、「受注者は、本業務の全てを第三者に委託してはならない。ただし、一部業務を再委託する必要が生じたときは、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。」としていますので、「資本関係のあるグループ会社」や、車両確保のための「外部協力会社（運送業者）」であることだけをもって認められないということはありません。</p>
17	<p>【執行体制・再委託・警備員】</p> <p>交通誘導員の配置基準：市側が現時点で配置を必須と想定している特定の箇所や時間帯はありますか。また、着手後に追加配置が必要となった場合、その費用は増額精算の対象となりますか。</p>	<p>仕様書「10. 留意事項（10）」に記載のとおり、本業務受注者は、「対象物品の搬出作業に当たっては、本市及び移転業務受注者と作業スケジュール、搬送ルート協議を行い、事故防止及び道路混雑、騒音等の発生に注意することとし、必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。」としています。協議の結果によっては交通誘導警備員が必要になる可能性もありますが、現時点で配置を必須と想定している特定の箇所や時間帯はありません。本業務の着手後、追加で配置する必要があった場合は、最終的な委託料を決める際の協議の中で金額の協議を行うことは可能です。</p>
18	<p>【執行体制・再委託・警備員】</p> <p>管理責任者の交代：長期業務（約4ヶ月）となるため、あらかじめ交代要員を連名で届け出ておくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書「6. 業務内容（3）」に記載のとおり、「原則として本業務完了まで管理責任者の変更はできないものとする。ただし、傷病、死亡、退職等の特別な理由により変更しようとする場合は、同等以上の者を配置し、本市から承認を得ること。」としています。契約後は1名のみ届出をしてください。</p>
19	<p>【執行体制・再委託・警備員】</p> <p>有価物の扱いについて：金属くず等、リサイクル・リユース可能な「有価物」として取り扱うものに関しては、産業廃棄物処理法の対象外（マニフェスト不要）という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、計量証明書や買取証明書の提出が必要です。</p>